

開発行為又は建築等に関する証明願について

1 新規交付

○ 提出するもの

- ・ 開発行為又は建築等に関する証明願

※宅地分譲による区画の証明については、次の書類を添付してください。

- ・ 公図の写し
- ・ 登記事項証明書
(完了検査後直ちに申請する場合は、登記事項証明書に代えて登記完了証の写し・地積測量図の写しを添付することにより申請することができます。)
- ・ 申請地周辺の案内図（住宅地図の写し可）

○ 提出する部数 各1部

2 再交付

○ 提出するもの

- ・ 開発行為又は建築等に関する証明願
- ・ 公図の写し
- ・ 登記事項証明書
- ・ 建築確認申請に添付する建築物の平面図
(敷地面積、建築面積を記載してください。)
- ・ 建築確認申請に添付する建築物の立面図
- ・ 申請地周辺の案内図（住宅地図の写し可）

○ 提出する部数 各1部

3 提出先

那須塩原市建設部都市計画課開発指導係

〒325-8501

那須塩原市共墾社108番地2

電話0287-62-7048

メールtoshikeikaku@city.nasushiobara.tochigi.jp